

## 京都市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、第2条に規定する対象施設において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染機会を減らしつつ、障害福祉サービスを継続して提供するために必要となる経費を助成することを目的とし、補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものである。

### (対象施設)

第2条 この事業の対象は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する次の各号に掲げる事業を実施する市内の施設及び事業所とする。

(1) 通所系サービス事業所

生活介護，療養介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型

(2) 短期入所サービス事業所

短期入所

(3) 障害者支援施設等

施設入所支援，共同生活援助

(4) 訪問系サービス事業所

居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護，就労定着支援，自立生活援助

(5) 相談支援事業所

計画相談支援，地域移行支援，地域定着支援

### (対象事業)

第3条 この補助金の対象は、次の各号の場合に、前条に規定する対象施設及び事業所において、第1条の目的のために必要となる、通常のサービス提供では想定されないかかり増し経費を対象とする。

(1) サービス継続支援

ア 利用者又は職員に感染者が発生した通所系サービス事業所，短期入所サービス事業所，障害者支援施設等，訪問系サービス事業所及び相談支援事業所（職員に濃厚接触者が発生し，職員が不足した場合も含む。）

イ 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所，障害者支援施設等，訪問系サービス事業所

ウ 本市から休業要請を受けた通所系サービス事業所，短期入所サービス事業所

エ ア、イ以外の障害者支援施設等であって、濃厚接触者と同居する職員、発熱等の症状を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員、面会後に面会に来た家族等が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所（居）者等、感染が疑われる理由がある者に対し、近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在し、且つ保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、自費で検査を実施した障害者支援施設等

オ ア、ウ以外の通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した施設及び事業所

## (2) 連携支援

前号のア又はウの通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者支援施設等、訪問系サービス事業所、相談支援事業所、若しくは感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、緊急かつ密接な連携によりサービスを提供する場合における当施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の通所系サービス事業所、障害者支援施設等、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、相談支援事業所

(補助対象経費、補助額)

第4条 補助の対象とする経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

前条1号エにおいては、一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする（ただし、別表の補助額の範囲内）。

(補助金の交付申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、京都市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所施設別申請額一覧（第2号様式）
- (2) 個票（第3号様式）
- (3) 第4条の補助対象経費の算定根拠となる資料
- (4) 第3条1号エの行政検査としての検査を依頼したが対象外と判断された理由書
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、条例第9条の規定による申請があった場合は、補助金の交付の可否及び交付の予定額を決定し、申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、事業完了後速やかに、京都市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実績報告書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績一覧（第5号様式）
- (2) 個票（第3号様式）
- (3) 補助対象経費に係る請求書又は納品書
- (4) 第3条1号エの行政検査としての検査を依頼したが対象外と判断された理由書
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(交付額の決定及び通知)

第8条 市長は、実績報告を受けたときは、条例第19条の規定による交付額の決定を行い、申請者に通知する。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付を受ける場合には、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 補助金を補助の目的以外の事業に充ててはならない。
- (2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (3) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局障害保健福祉推進室長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月4日から施行し、令和2年1月15日以降に実施された事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年7月19日から施行し、令和3年4月1日以降に実施された事業から適用する。